

御説明資料

令和 6 年 11 月 25 日

規制改革実施計画における関連する記載

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）（抜粋）

厚生労働省は、医療・ケアや医学研究、創薬・医療機器開発などに医療等データ（電子カルテ、介護記録等に含まれるデータ、死亡情報その他の個人の出生から死亡までのデータであって診療や介護等に一般的に有用と考えられるデータをいう。以下同じ。）を円滑に利活用することを通じて、国民の健康増進、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新（医学研究、医薬品開発等）、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保（医療費の適正化等）、次の感染症危機への対応力の強化などにつなげていくため、今般の新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）への対応も踏まえ、医療等データに関する特別法の制定を含め、所要の制度・運用の整備及び情報連携基盤の構築等を検討する。個人情報保護委員会は、上記検討について個人の権利利益の保護の観点から助言等を行うとともに、上記検討により明らかになった医療等データの有用性及びその利活用に関する必要性に配慮しつつ、個人情報の保護に関する他の分野における規律との整合性等を踏まえ、個人情報保護法の制度・運用の見直しの必要性を含めて、所要の検討を行う。厚生労働省及び個人情報保護委員会は、これらの検討を行うに当たっては、個人の権利利益の保護のため必要かつ適切な措置を講ずる必要があることに留意するとともに、次の i ～ vii に留意するものとする。…

民間部門に適用される規律について

【個人情報】

生存する個人に関する情報で、
特定の個人を識別することができるもの

① 取得・利用に関するルール

- 利用目的を特定して、その範囲内で利用する。
- 利用目的を通知又は公表する。
- 偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。
- 要配慮個人情報の取得は、原則として、あらかじめ本人から同意を得る。
- 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用しない。
- 苦情等に適切・迅速に対応する。

【個人データ】

個人情報データベース等を構成する
個人情報

→体系的に構成（分類・整理等）され、
容易に検索できる個人情報

② 保管・管理に関するルール

- データ内容を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは消去するように努める。
- 漏えい等が生じないよう、安全に管理する。
- 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。
- 委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、委員会に対して報告を行うとともに、本人への通知を行う。

③ 第三者提供に関するルール

- 第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。
- 外国にある第三者に提供する場合は、当該提供について、参考情報を提供した上で、あらかじめ本人から同意を得る。
- 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。

【保有個人データ】

開示、訂正、利用停止、消去等の
権限を有する個人データ

④ 公表事項・開示請求等への対応に関するルール

- 事業者の名称や利用目的、開示等手続などの事項を公表する。
- 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。

公的部門に適用される規律について

【個人情報】

生存する個人に関する情報で、
特定の個人を識別することができるもの

【保有個人情報】

役職員が職務上作成・取得し、役職員が
組織的に利用するものとして保有する、
行政文書、法人文書又は地方公共
団体等行政文書に記録されるもの

→体系的に構成（分類・整理等）され、
容易に検索できる個人情報のみならず、
いわゆる散在情報も含む

【個人情報ファイル】

容易に検索できるよう体系的に構成
したもの（電算機又はマニュアル処理）

① 保有・取得に関するルール

- 法令（条例を含む）の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、保有する。
- 利用目的について、具体的かつ個別的に特定する。
- 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有できない。
- 直接書面に記録された個人情報を取得するときは、本人に利用目的をあらかじめ明示する。
- 偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。
- 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用しない。
- 苦情等に適切・迅速に対応する。

② 保管・管理に関するルール

- 過去又は現在の事実と合致するよう努める。
- 漏えい等が生じないよう、安全に管理する。
- 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。
- 委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、委員会に対して報告を行うとともに、本人への通知を行う。

③ 利用・提供に関するルール

- 利用目的以外のために自ら利用又は提供してはならない。
- 外国にある第三者に提供する場合は、当該提供について、参考情報を提供した上で、あらかじめ本人から同意を得る。

④ 開示請求等への対応に関するルール

- 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。

⑤ 通知・公表等に関するルール

- 個人情報ファイルを保有する場合に委員会へ通知する。
- 個人情報ファイル簿を作成・公表する。

個人情報保護法において個人情報を「目的外利用」・「第三者提供」する際の基本的な規律

✓ 本人の同意

※ 「医療情報」は要配慮個人情報に該当し、取得においても同意が必要

✓ 例外規定の適用

- ・ 法令に基づく場合
- ・ 人の生命、身体等の保護のために必要で、本人の同意を得ることが困難な場合
- ・ **公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合 等**

○個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)抄

(利用目的による制限)

第十八条 個人情報取扱事業者は、**あらかじめ本人の同意を得ないで**、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、**個人情報を取り扱ってはならない。**

2 (略)。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 **公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。**
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的(以下この章において「学術研究目的」という。)で取り扱う必要があるとき(略)。
- 六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(略)。

(第三者提供の制限)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、**あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。**

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 **公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。**
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき(略)。
- 六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき(略)。
- 七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(略)。

(1) 製薬企業がデータ取得時とは別目的で自社内の疾病メカニズムの解明等を目的とした研究のために利用する場合

Q2-14 製薬企業が過去に臨床試験等で取得した個人情報、有効な治療方法や薬剤が十分でない疾病等に関する疾病メカニズムの解明を目的とした研究のために、自社内で利用することを考えています。個人情報に係る本人の連絡先を保有しておらず、本人の同意を得ることが困難なのですが、本人同意なしに利用することは可能ですか。

A

- 一般に、製薬企業が行う有効な治療方法や薬剤が十分でない疾病等に関する疾病メカニズムの解明、創薬標的探索、バイオマーカー同定、新たな診断・治療方法の探求等の研究は、その結果が広く共有・活用されていくことで、医学、薬学等の発展や医療水準の向上に寄与し、公衆衛生の向上に特に資する。
- 連絡先を保有していないため本人への連絡ができない等の場合には、「本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する。
- したがって、このような場合には、取得時の利用目的の範囲を超えて疾病メカニズムの解明等を目的とした研究を行うことが許容される。
- この外、医学系研究等に関する指針や、関係法令の遵守が求められていることにも、留意が必要。

(2) 医療機関等がデータ取得時とは別目的で自医療機関等内の観察研究のために利用する場合

Q2-15 医療機関等が、以前治療を行った患者の臨床症例を、利用目的の範囲に含まれていない観察研究のために、当該医療機関等内で利用することを考えています。本人の転居等により有効な連絡先を保有していない場合や、同意を取得するための時間的余裕や費用等に照らし、本人の同意を得ることにより当該研究の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、本人同意なしに利用することは可能ですか。

A

- 一般に、医療機関等における臨床症例を、医療機関等における観察研究や診断・治療等の医療技術の向上のために利用することは、当該研究の成果が広く共有・活用されていくことや当該医療機関等を受診する不特定多数の患者に対してより優れた医療サービスを提供できるようになること等により、公衆衛生の向上に特に資する。
- 医療機関等が、本人の転居等により有効な連絡先を保有していない場合や、同意を取得するための時間的余裕や費用等に照らし、本人の同意を得ることにより当該研究の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合等には、「本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する。
- したがって、このような場合には、取得時の利用目的の範囲を超えて観察研究を行うことが許容される。
- この外、医学系研究等に関する指針や、関係法令の遵守が求められていることにも、留意が必要。

(3) 医療機関等から他の医療機関等へ観察研究のためにデータを提供する場合

Q 7 -24 医療機関等が、以前治療を行った患者の臨床症例を、観察研究のために、他の医療機関等へ提供することを考えています。本人の転居等により有効な連絡先を保有していない場合や、同意を取得するための時間的余裕や費用等に照らし、本人の同意を得ることにより当該研究の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、本人同意なしに提供することは可能ですか。

A

- 一般に、医療機関等における臨床症例を、他の医療機関等に提供し、当該他の医療機関等における観察研究や診断・治療等の医療技術の向上のために利用することは、当該研究の成果が広く共有・活用されていくことや当該他の医療機関等を受診する不特定多数の患者に対してより優れた医療サービスを提供できるようになること等により、公衆衛生の向上に特に資する。
- 医療機関等が、本人の転居等により有効な連絡先を保有していない場合や、同意を取得するための時間的余裕や費用等に照らし、本人の同意を得ることにより当該研究の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合等には、「本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する。
- したがって、このような場合には、医療機関が以前治療を行った患者の臨床症例に係る個人データを、観察研究のために他の医療機関等に提供することが許容される。
- この外、医学系研究等に関する指針や、関係法令の遵守が求められていることにも、留意が必要。

(4) 医療機関等から製薬企業へ疾病メカニズムの解明等を目的とした研究のためにデータを提供する場合

Q7-25 医療機関等が保有する患者の臨床症例について、有効な治療方法や薬剤が十分でない疾病等に関する疾病メカニズムの解明を目的とした研究のために、製薬企業へ提供することを考えています。本人の転居等により有効な連絡先を保有していない場合や、同意を取得するための時間的余裕や費用等に照らし、本人の同意を得ることにより当該研究の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、本人同意なしに提供することは可能ですか。

A

- 一般に、製薬企業が行う有効な治療方法や薬剤が十分でない疾病等に関する疾病メカニズムの解明、創薬標的探索、バイオマーカー同定、新たな診断・治療方法の探求等の研究は、その結果が広く共有・活用されていくことで、医学、薬学等の発展や医療水準の向上に寄与し、公衆衛生の向上に特に資する。
- 医療機関等が、本人の転居等により有効な連絡先を保有していない場合や、同意を取得するための時間的余裕や費用等に照らし、本人の同意を得ることにより当該研究の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合等には、「本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する。
- したがって、このような場合には、医療機関等が保有する患者の臨床症例に係る個人データを、有効な治療方法や薬剤が十分でない疾病等に関する疾病メカニズムの解明を目的とした研究のために製薬企業に提供することが許容される。
- この外、医学系研究等に関する指針や、関係法令の遵守が求められていることにも、留意が必要。

いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討

いわゆる3年ごと見直し規定（令和2年改正法）

○個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）

※令和4年4月1日全面施行

附 則

第十条 政府は、この法律の施行後三年ごとに、個人情報保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

これまでの検討経緯

令和5年

11月15日 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討」公表

11月下旬～ 関係団体等ヒアリングを順次実施

令和6年

2月21日 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討項目」公表

4月上旬～ 有識者ヒアリングを順次実施（医療等関係は4月3日実施）

6月27日 「中間整理」公表（～7月29日まで意見募集実施）

9月 4日 「中間整理」に関する意見募集の結果 公表

10月16日 「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」公表

(参考)関係団体等ヒアリングの実施状況

令和5年11月29日	● 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC)
12月6日	● 欧州ビジネス協会 (EBC)
12月15日	● 一般社団法人新経済連盟 ● 一般社団法人日本IT団体連盟
12月20日	● 在日米国商工会議所 (ACCJ)
12月21日	● 一般社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA) ● 全国商工会連合会
令和6年1月23日	● 特定非営利活動法人消費者支援機構関西 (KC's) ● 日本商工会議所 (JCCI)
1月31日	● 一般社団法人日本経済団体連合会
2月7日	● 一般社団法人日本インタラクティブ広告協会 (JIAA)
2月14日	● 地方公共団体 (京都府、岡山市、都城市、上里町)
4月24日	● 一般社団法人日本経済団体連合会 ● 日本商工会議所 (JCCI) ● 公益社団法人経済同友会 ● 一般社団法人新経済連盟 ● 一般社団法人日本IT団体連盟 ● 一般社団法人Fintech協会 ● 一般社団法人シェアリングエコノミー協会 ● プライバシーテック協会

(参考)有識者ヒアリングの実施状況

<p>令和6年 4月3日</p>	<p>【AI・医療関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一橋大学 生貝教授 (AIと個人情報保護: 欧州の状況を中心に) ● NTT社会情報研究所 高橋チーフ・セキュリティ・サイエンティスト (AI利用と個人情報の関係の考察) ● 東京大学 森田名誉教授 (医療情報の利活用の促進と個人情報保護) ● 早稲田大学 横野准教授 (医療・医学系研究における個人情報の保護と利活用)
<p>5月10日</p>	<p>【監視監督の在り方等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 名古屋大学 林教授 (個人情報保護法における課徴金制度導入に係る諸論点) ● 神戸大学 中川教授 (個人情報保護法における法執行の強化について)
<p>6月3日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 京都大学 曾我部教授 (個人情報保護法見直しに関するコメント) ● 慶応義塾大学 山本教授 (いわゆる3年ごと見直しに関する意見) ● 英知法律事務所 森弁護士 (3年ごと見直しヒアリング2024) ● 東京大学 宍戸教授 (個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する意見)
<p>6月12日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 国立情報学研究所 佐藤教授 (「いわゆる3年ごと見直し」ヒアリング) ● 産業技術総合研究所 高木主任研究員 (個人情報保護法3年ごと見直し令和6年に対する意見)
<p>6月13日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ひかり総合法律事務所 板倉弁護士 (第二次いわゆる3年ごと見直しへのコメント) ● 新潟大学 鈴木教授 (デジタル社会の個人情報保護法)

8. 有識者ヒアリング（AI・医療関係）（第279回個人情報保護委員会）②

資料1-3 医療情報の利活用の促進と個人情報保護（東京大学 森田名誉教授）（抜粋）

- 個人情報の保護に限らず、医療データの積極的な利活用を図るための基準・手続等を定めるために、利活用を目的とした**特別法（特例法）**の制定を検討すべき
- **個人情報保護法との関係**
 - 個情法の適用を受けない異なる体系の法を制定するのではなく、個情法に定める法令上の根拠として「生命、身体、財産保護」「公衆衛生」「学術研究」を上記の出口規制の趣旨を反映した同意を不要とする場合として具体化・明確化する
 - 個情法の改正が必要な場合には、次期および次々期見直し期に検討
- **次世代医療基盤法との調整**
 - 二次利用の制度として制定され、改正された次世代医療基盤法については、同様に3年後の見直しを機に、特別法に統合すべき

資料1-4 医療・医学系研究における個人情報の保護と利活用（早稲田大学 横野准教授）（抜粋）

- 個情法との適合性を重視した現在の倫理指針では、学術研究機関に該当する機関に適用されるルールとそれ以外の機関（一般病院・企業等）に適用されるルールに差異があり、研究開発推進の阻害要因となっていると指摘されている
- なお、現行法では、学術研究機関に該当しない機関では自機関内での利用目的の変更より他の学術研究機関への提供の方が要件が緩やかな状態となっており、個人情報の取り扱いの安全性の観点からは均衡を欠いているように思われる
- 現状では、公衆衛生例外の活用を通じて産学のルールの差異の解消が図られている。倫理指針の運用においては従来、公衆衛生例外を根拠とすることに慎重な姿勢が一般的であった背景もあり、Q&Aで示された公衆衛生例外の解釈に依拠して研究目的でのデータ利用を安定的に行うかについては懸念がある
- 上記のような経緯を通じて、個情法の定める一般ルールは医学系研究—ひいては医学研究倫理上の要請—にかならずしも適合しないことが改めて確認されたと考える。とくに個情法の学術研究目的および学術研究機関の解釈や学術研究機関とそれ以外の機関の区別は医学系研究の実情には合致しにくい

中間整理における個別検討事項

1 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方

- **個人情報等の適正な取扱いに関する規律の在り方**
(要保護性の高い個人情報の取扱いについて(生体データ)、「不適正な利用の禁止」「適正な取得」の規律の明確化)
- **第三者提供規制の在り方**(オプトアウト等)
- **こどもの個人情報等に関する規律の在り方**
- **個人の権利救済手段の在り方**

2 実効性のある監視・監督の在り方

- **課徴金、勧告・命令等の行政上の監視・監督手段の在り方**
- **刑事罰の在り方**
- **漏えい等報告・本人通知の在り方**

3 データ利活用に向けた取組に対する支援等の在り方

- **本人同意を要しないデータ利活用等の在り方**
- **民間における自主的な取組の促進**

4 その他

3 データ利活用に向けた取組に対する支援等の在り方

(1) 本人同意を要しないデータ利活用等の在り方

考え方

- 昨今のデジタル化の急速な進展・高度化に伴い、生成AI等の新たな技術の普及等により、大量の個人情報を取り扱うビジネス・サービス等が生まれている。また、健康・医療等の公益性の高い分野を中心に、機微性の高い情報を含む個人情報等の利活用に係るニーズが高まっている。このほか、契約の履行に伴う個人情報等の提供や、不正防止目的などでの利活用についてもニーズが寄せられている。
- こうした状況を踏まえ、法で本人同意が求められる規定の在り方について、個人の権利利益の保護とデータ利活用とのバランスを考慮し、その整備を検討する必要がある。この場合においては、単に利活用の促進の観点から例外事由を認めるのは適当ではなく、本人の権利利益が適切に保護されることを担保することが必要である。
 - 生成AIなどの、社会の基盤となり得る技術やサービスのように、社会にとって有益であり、公益性が高いと考えられる技術やサービスについて、既存の例外規定では対応が困難と考えられるものがある。これらの技術やサービスについては、社会的なニーズの高まりや、公益性の程度を踏まえて、例外規定を設けるための検討が必要である。この際、「いかなる技術・サービスに高い公益性が認められるか」について、極めて多様な価値判断を踏まえた上で高度な意思決定が必要になる。個人の権利利益の保護とデータ利活用の双方の観点から多様な価値判断が想定されるものであり、関係府省庁も含めた検討や意思決定が必要と考えられる。
 - 医療機関等における研究活動等に係る利活用のニーズについても、公益性の程度や本人の権利利益保護とのバランスを踏まえて、例外規定に係る規律の在り方について検討する必要がある。例えば、医療や研究開発の現場における公衆衛生例外規定の適用のように、例外規定はあるものの、適用の有無に関する判断にちゅうちょする例があるとの指摘がある。こうした点等については、事業者の実情等も踏まえつつ、関係府省庁の関与を得ながら、ガイドラインの記載等についてステークホルダーと透明性のある形で議論する場の設定に向けて検討する必要がある。

意見募集結果の概要

1 実施期間

令和6年6月27日(木) から同年7月29日(月)まで

2 意見提出者数及び提出意見数

(1) 意見提出者：

- 各種団体・事業者 72者（うち団体43者、事業者等29者）
- 個人（匿名含む。） 1,659者

(2) 提出意見数： 合計2,448件 ※ 本中間整理と関係が無いと考えられる意見14件を除く。 特に意見の件数が多かったもの

本人同意を要しないデータ利活用等 （うち生成AIに関するもの	1,560件 1,486件）
こどもの個人情報等	150件
生体データ	120件
不適正利用/適正取得	92件
漏えい等報告	67件
課徴金	52件
個人の権利救済手段	48件
「4 その他」について	48件
オプトアウト等	47件

パブリックコメントにおける主な御意見

2-3 データ利活用に向けた取組に対する支援等の在り方 2-3-(1) 本人同意を要しないデータ利活用等の在り方（医療）

- 医薬品の研究開発等に関する公衆衛生例外規定についてガイドラインの記載等について議論する場を設定することに賛同する。本来は、欧州のEuropean Health Data Space (EHDS) を参考に、医療分野の個人情報保護法の特別法を一刻も早く制定すべきであるが、その実現までのつなぎとして公衆衛生例外規定の解釈の柔軟化が必要である。【日本製薬工業協会、日本製薬団体連合会】
- 公益性のある医療分野だとしても、個人情報の取扱いはこれまでどおり本人の同意を必須とするべき。例外規定に反対。【匿名、個人】
- 公的医療保険制度において集められた健康・医療情報（生体の画像データ等）は、入口規制ということで本人同意を求めるのではなく（原則オプトアウトとし）、出口規制という形で利用目的等を含め適切な利活用かどうかをチェックするという在り方とするなど、実効的な健康・医療情報の活用方法について検討すべき。EHDSによりヘルスケア分野におけるデータ利活用に関する制度整備を進めるEUの動き等も参考にしつつ、必ずしも同意ではなく、データ管理機関やデータ利用者への監督等により個人の権利利益を保護する制度の在り方も検討すべき。【ACCJ、日本経済団体連合会】
- 法律の例外規定の「特に必要」、「本人の同意を得ることが困難であるとき」などの要件が、公益性を有するデータ利活用の促進の観点から過度に制限的なものになっていないか等について、データ利活用の実態や必要性を踏まえて検討いただきたい。【ACCJ】

今後の検討の進め方

(「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」意見募集結果を踏まえて)

- 意見募集（6/27～7/29）においては、団体・個人を問わず、幅広い方々から多様な御意見が寄せられたところ。
※ 1,731の団体・事業者（うち団体43者・事業者等29者）又は個人（1,659者）の方々から延べ2,448件。
- 個人情報保護法の目的である、個人情報の有用性を実現しつつ、実質的な個人の権利利益の保護を実現するためには、情報通信技術の高度化が進む中、大量の個人情報を含むビッグデータを利活用するビジネス・サービスやプロファイリングの利用も広がり、プライバシーを含む個人の権利利益が侵害されるリスクも高まっており、このような状況の変化を踏まえた規制のアップデートが必要。

課徴金、団体による差止請求制度 や被害回復制度

- ◆ 「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」において議論・検討を深化

その他の主要個別論点

- ◆ 意見募集の結果も踏まえ、企業や団体、関係省庁や地方公共団体含め、多様なステークホルダーとしっかりと対話をしつつ、個人情報保護委員会において透明性が高い形で議論

より包括的なテーマや 個人情報保護政策全般

- ◆ 透明性のある形で関係の深いステークホルダーと継続的に議論する場を新たに設けることについて、具体的に検討に着手

関係府省との連携強化

- ◆ グローバルな動向や最新の技術動向を踏まえた「デジタル戦略」、「データ戦略」や「サイバーセキュリティの強化」に向けた関係省庁における検討状況を十分に踏まえ、個人情報保護委員会としても適切に必要とされる検討を継続的に推進
- ◆ 防災DXや教育DX・こどものデータの取扱い、医療データなどの分野でもそれぞれの関係府省と継続的に連携

国際連携の強化

- ◆ EUとの間で2019年1月に相互認証の枠組みが発効。2023年4月に最初のレビューが終了。更に令和3年（2021年）個人情報保護法改正の全面施行（令和5年（2023年）4月）を踏まえ、従来の民間部門に加えて、学術研究分野・公的部門についても対象とした相互認証の枠組みの発効に向けて協議を継続
- ◆ 新たに発足したグローバルCBPR（Cross-Border Privacy Rules）の枠組みも推進

デジタル化の進展に対応した個人情報保護法のアップデート

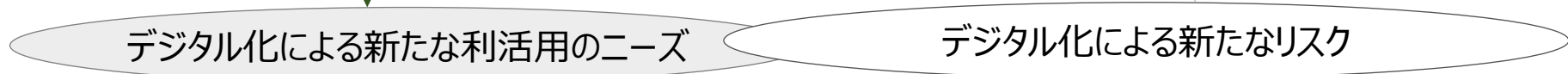
個人情報保護法の構造

「…個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

※個人情報保護法第1条



デジタル化の進展などの環境変化



その他の主要個別論点
意見募集の結果も踏まえ、企業や団体、関係省庁や地方公共団体含め、多様なステークホルダーとしっかりと対話をしつつ、個人情報保護委員会において透明性が高い形で議論
こども、生体データ、リスクに応じた漏えい等報告、統計等利用、契約履行等に係る特例

中間整理に対して寄せられた幅広い御意見

課徴金、団体による差止請求制度や被害回復制度
「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」において議論・検討を深化

直ちに対処すべき課題



制度の基本的在り方

個人情報保護政策が踏まえるべき基本的事項についての議論を開始、視座を確認 (事務局においてヒアリング等を開始)

より包括的なテーマや個人情報保護政策全般
透明性のある形で関係の深いステークホルダーと継続的に議論する場を新たに設けることについて、具体的に検討に着手

スケジュール（イメージ）

